

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和4年7月19日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) クスリのアオキ一関店 一関市山目字三反田224番地ほか
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - イ 荷さばき施設の位置及び面積
  - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和5年3月1日

2 届出年月日 令和4年6月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所